



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月11日火曜日 第1438号

◇ 目次 ◇

新たに生じた土地の確認（吉田町）.....	223
字の区域の変更（"）.....	223
新たに生じた土地の確認（吉田町）.....	223
字の区域の変更（"）.....	224
新たに生じた土地の確認（吉田町）.....	224
字の区域の変更（"）.....	224
新たに生じた土地の確認（吉田町）.....	224
字の区域の変更（"）.....	224
新たに生じた土地の確認（吉田町）.....	224
字の区域の変更（"）.....	224
新たに生じた土地の確認（吉田町）.....	224
字の区域の変更（"）.....	224
新たに生じた土地の確認（吉田町）.....	225
字の区域の変更（"）.....	225
新たに生じた土地の確認（吉田町）.....	225
字の区域の変更（"）.....	225
新たに生じた土地の確認（吉田町）.....	225
字の区域の変更（"）.....	225
新たに生じた土地の確認（吉田町）.....	225
字の区域の変更（"）.....	226
救急病院の協力申出.....	226
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要（2件）...	226
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	226
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	227
町営土地改良事業の施行の同意.....	227
市営土地改良事業の施行の同意.....	227
土地改良事業の工事完了の届出（3件）.....	227
県営土地改良事業の工事の完了.....	227
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	227
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	228
鹿川敷地等の発生（6件）.....	228
公有水面埋立免許.....	229
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	230
道路の供用開始（"）.....	230
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	231
道路の供用開始（"）.....	231
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	231
道路の供用開始（"）.....	231
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	232
道路の供用開始（"）.....	232
道路の区域変更（一般国道378号）.....	232
道路の供用開始（"）.....	232
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	233
道路の供用開始（"）.....	233
道路の区域変更（一般国道381号）.....	233
道路の供用開始（"）.....	233
道路の区域変更（県道宇和島下波津島線外）.....	234
道路の供用開始（県道宇和島下波津島線）.....	234
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	234
道路の供用開始（"）.....	234
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	235
道路の供用開始（"）.....	235

道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	235
道路の供用開始（"）.....	235

任免辞令

公営企業任免辞令.....	236
---------------	-----

告示

○愛媛県告示第508号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
吉田町大字浅川字古朝川1の2、2の1から2の4まで及び3の1並びに字掛引44の1、44の4から44の6まで、44の8、44の9及び44の11の地先	989.98

○愛媛県告示第509号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面積 (平方メートル)
大字 浅川 字 掛引	吉田町大字浅川字古朝川1の2、2の1から2の4まで及び3の1並びに字掛引44の1、44の4から44の6まで、44の8、44の9及び44の11の地先公有水面埋立地	989.98

○愛媛県告示第510号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
吉田町大字法花津字龍王7番耕地476の3から7番耕地476の5まで、7番耕地476の8及び7番耕地477並びに字与村井8番耕地188の2の地先	2,456.63

○愛媛県告示第511号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字 字 法花 龍王 津	吉田町大字法花津字龍王7番耕地476の3から7番耕地476の5まで、7番耕地476の8及び7番耕地477並びに字与村井8番耕地188の2の地先公有水面埋立地	2,456.63

○愛媛県告示第512号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字奥浦字船間甲3219、甲3381、甲3383の1及び新37、字舟間甲3187、甲3189、甲3191、甲3192の1、甲3192の2、甲3196、甲3197の1、甲3197の2、甲3203、甲3208、甲3209の1、甲3209の2、甲3214、甲3220、甲3226の1から甲3226の3まで、新3、新4、新19の1及び新19の2、字古浦甲2919の4、甲2921の3、甲2921の4、甲2922の2、甲2926の3、新18の1及び新18の2並びに字大平甲2928の地先	1,423.79
吉田町大字奥浦字古浦甲2919の3及び甲2919の4の地先	3.08

○愛媛県告示第513号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字 字 奥浦 舟間	吉田町大字奥浦字船間甲3219、甲3381、甲3383の1及び新37、字舟間甲3187、甲3189、甲3191、甲3192の1、甲3192の2、甲3196、甲3197の1、甲3197の2、甲3203、甲3208、甲3209の1、甲3209の2、甲3214、甲3220、甲3226の1から甲3226の3まで、新3、新4、新19の1及び新19の2、字古浦甲2919の4、甲2921の3、甲2921の4、甲2922の2、甲2926の3、新18の1及び新18の2並びに字大平甲2928の地先公有水面埋立地	1,423.79
字 古浦	吉田町大字奥浦字古浦甲2919の3及び甲2919の4の地先公有水面埋立地	3.08

○愛媛県告示第514号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字白浦字城ヶ鼻93の2及び93の3並びに字脇ノ前112の3の地先	689.79
吉田町大字白浦字中島2028の1、2028の3、2028の11、2028の13、2033の2、2033の4、新7の3、新7の5及び新9の1の地先	1,460.93

○愛媛県告示第515号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字 字 白浦 脇ノ 前	吉田町大字白浦字城ヶ鼻93の2及び93の3並びに字脇ノ前112の3の地先公有水面埋立地	689.79
字 中島	吉田町大字白浦字中島2028の1、2028の3、2028の11、2028の13、2033の2、2033の4、新7の3、新7の5及び新9の1の地先公有水面埋立地	1,460.93

○愛媛県告示第516号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字白浦字城ヶ鼻92の1、92の2、93の2及び93の3並びに字脇ノ前112の3の地先	2,764.88

○愛媛県告示第517号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字 白浦 字 城ヶ 鼻	吉田町大字白浦字城ヶ鼻92の1、92の2、93の2及び93の3並びに字脇ノ前112の3の地先公有水面埋立地	2,764.88

○愛媛県告示第518号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字鶴間字筈ヶ浜226の20の地先	459.51

○愛媛県告示第519号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字 鶴間 字 筈ヶ 浜	吉田町大字鶴間字筈ヶ浜226の20の地先公有水面埋立地	459.51

○愛媛県告示第520号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字浅川字大ヶ浦159の9、162の1、162の4、162の8及び162の10から162の13まで、字寄ヶ浦112の18及び112の20並びに字中ヶ浦115の2の地先	1,518.69

○愛媛県告示第521号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字 浅川 字 大ヶ 浦	吉田町大字浅川字大ヶ浦159の9、162の1、162の4、162の8及び162の10から162の13まで、字寄ヶ浦112の18及び112の20並びに字中ヶ浦115の2の地先公有水面埋立地	1,518.69

○愛媛県告示第522号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字鶴間字筈ヶ浜226の22及び226の23、字筈ヶ浜291の2、1820の1及び1820の2並びに字猿方295の2、296の3及び296の4の地先	287.35
吉田町大字立間尻字犬尾城下甲2031の29の地先	93.79
吉田町大字立間尻字犬尾城下甲2031の29の地先	61.10

○愛媛県告示第523号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		
	区 域	面 積 (平方メートル)	
大字 鶴間 字 筈ヶ 浜	吉田町大字鶴間字筈ヶ浜226の22及び226の23、字筈ヶ浜291の2、1820の1及び1820の2並びに字猿方295の2、296の3及び296の4の地先公有水面埋立地	287.35	
大字 立間 尻	字 犬尾 城下	吉田町大字立間尻字犬尾城下甲2031の29の地先公有水面埋立地	93.79
	字 犬尾 城下	吉田町大字立間尻字犬尾城下甲2031の29の地先公有水面埋立地	61.10

○愛媛県告示第524号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
吉田町大字立間尻字大君ヶ浦甲97の2、甲97の10、甲97の11、甲98の1・甲99合併2、甲98の1・甲99合併3、甲98の5、甲100の4、甲100の5、甲100の7、甲114の2から甲114の4まで、甲114の6及び甲114の7並びに字小君ヶ浦甲116の3及び甲116の5の地先	588.18

○愛媛県告示第 525 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	域
大字 立間 字 大君	吉田町大字立間尻字大君ヶ浦甲97の2、甲97の10、甲97の11、甲98の1・甲99合	面積 (平方メートル)

尻 ヶ浦	併2、甲98の1・甲99合併3、甲98の5、甲100の4、甲100の5、甲100の7、甲114の2から甲114の4まで、甲114の6及び甲114の7並びに字小君ヶ浦甲116の3及び甲116の5の地先公有水面埋立地	588.18
------	--	--------

○愛媛県告示第 526 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人社団久和会立花外科病院	新居浜市喜光地町一丁目13番29号	医療法人社団久和会	平成18年3月9日まで

○愛媛県告示第 527 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
マルナカ大正店	今治市大正町一丁目2番3号	生活環境保持の見地からの意見はなし。	駐車場出入口付近における歩行者の安全確保に努めること。

○愛媛県告示第 528 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
パルティ・フジ北斎院	松山市北斎院町698番1	・店舗敷地内駐車場西側出入口2か所付近における歩行者の安全確保に努めること。 ・店舗東側荷さばき施設において、荷さばき作業により生じる騒音の防止に努めること。 ・ごみの減量化及びリサイクルの推進並びに廃棄物保管施設の清掃保持に努めること。

○愛媛県告示第 529 号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成15年2月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化

資金については、なお従前の例による。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄中「4厘」を「4厘5毛」に改める。

○愛媛県告示第 530 号

吉田町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・立間地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・立間地区）計画書の写し
 - (2) 吉田町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成15年3月12日から4月9日まで
- 3 縦覧場所
吉田町役場

○愛媛県告示第 531 号

吉田町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・立間地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（農業用道路整備事業・立間地区）計画書の写し
 - (2) 吉田町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成15年3月12日から4月9日まで
- 3 縦覧場所
吉田町役場

○愛媛県告示第 532 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 1 項の規定により、弓削町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・佐島地区）の施行に平成15年2月28日同意した。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 533 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 1 項の規定により、大洲市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・久米地区）の施行に平成15年2月28日同意した。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 534 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項

の規定により、川内町北方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	旦之上地区	平成15年1月15日

○愛媛県告示第 535 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、川内町南方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	竹之鼻地区	平成15年2月7日

○愛媛県告示第 536 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、川内町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	則之内地区	平成15年2月10日

○愛媛県告示第 537 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農地保全整備事業	川之石地区	平成15年2月13日

○愛媛県告示第 538 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成15年2月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表3の項利子補給率の欄及び同表7の項同欄中「4厘」を「4厘5毛」に改める。

○愛媛県告示第539号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区	域
幹流 立間尻川	右岸 左岸	北宇和郡吉田町大字立間尻字山田952番地先から同町大字立間尻甲428番地先まで 北宇和郡吉田町大字立間尻字山田991番地先から同町大字魚棚131番地先まで
幹流 南谷川	右岸 左岸	北宇和郡吉田町大字立間尻字南谷775番地先から同町大字立間尻字八マ甲428番3地先まで 北宇和郡吉田町大字立間尻字ツララザカ695番2地先から同町大字立間尻字ツララザカ甲277番4地先まで
幹流 中通川	右岸 左岸	北宇和郡吉田町大字深浦字西谷2の187番1地先から同町大字深浦字郷田2の120番地先まで 北宇和郡吉田町大字深浦字西谷2の187番1地先から同町大字深浦字シモノハタ1の141番地先まで
支流 大工町川	右岸 左岸	北宇和郡吉田町大字立間尻字今蔵院1575番地先から同町大字東小路乙25番3地先まで 北宇和郡吉田町大字立間尻字今蔵院乙293番地先から同町大字東小路乙29番1地先まで

○愛媛県告示第540号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局宇和土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
一級河川肱川水系堂の元川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成15年3月11日
- 3 廃川敷地等の位置
東宇和郡宇和町大字郷内412番地及び同大字397番地
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 202.09平方メートル

○愛媛県告示第541号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局宇和土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
一級河川肱川水系深ヶ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成15年3月11日

- 3 廃川敷地等の位置
東宇和郡宇和町大字郷内24番地から同大字33番地1まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 461.37平方メートル

○愛媛県告示第542号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局宇和土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
一級河川肱川水系四反田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成15年3月11日
- 3 廃川敷地等の位置
東宇和郡宇和町大字郷内528番地
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 136.59平方メートル

○愛媛県告示第543号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局宇和土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
一級河川肱川水系永田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成15年3月11日
- 3 廃川敷地等の位置
東宇和郡宇和町大字西山田1682番地
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 949.73平方メートル

○愛媛県告示第544号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局宇和土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
一級河川肱川水系深ヶ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成15年3月11日

3 廃川敷地等の位置

東宇和郡宇和町大字岩木 580 番地先から同大字 546 番地先まで及び同大字77番 1 地先から同大字 143 番地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 2 457 29平方メートル

○愛媛県告示第 545 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局宇和土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 河川の名称

一級河川肱川水系河内川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成15年3月11日

3 廃川敷地等の位置

東宇和郡宇和町大字岩木 842 番地先から同大字 365 番 1 地先まで及び同大字 203 番地先から同大字 163 番 1 地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 1 562 92平方メートル

○愛媛県告示第 546 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

津島町

北宇和郡津島町岩松甲 471 番地

代表者 町長 曾根 貞義

北宇和郡津島町大字上畑地甲 604 番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

北宇和郡津島町須下字水ヶ浦 702 番 8 から同 459 番 3 までの地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 13 点までを順次直線で結んだ線並びに 13 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡津島町須下字水ヶ浦 702 番 8 地内の赤簀物揚場に設置された金属鉾）は、北緯33度 4 分 6 秒、東経 132 度 24 分 48 秒の地点

1 点は、基点から真北 246 度 11 分 18 秒 67.79 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 186 度 15 分 49 秒 0.66 メートル

の地点

3 点は、2 点から真北 276 度 13 分 19 秒 3.10 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 186 度 13 分 17 秒 52.35 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 96 度 16 分 50 秒 1.27 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 178 度 3 分 10 秒 0.50 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 259 度 56 分 42 秒 1.27 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 169 度 56 分 3 秒 39.02 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 79 度 53 分 36 秒 2.25 メートルの地点

10 点は、9 点から真北 151 度 50 分 48 秒 0.50 メートルの地点

11 点は、10 点から真北 224 度 25 分 30 秒 2.25 メートルの地点

12 点は、11 点から真北 134 度 23 分 20 秒 47.01 メートルの地点

13 点は、12 点から真北 224 度 22 分 4 秒 1.41 メートルの地点

ウ 面積

1,081.72 平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

北宇和郡津島町須下字水ヶ浦 702 番 8 から同 459 番 3 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の 1 点から 37 点までを順次直線で結んだ線及び 37 点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（北宇和郡津島町須下字水ヶ浦 702 番 8 地内の赤簀物揚場に設置された金属鉾）は、北緯33度 4 分 6 秒、東経 132 度 24 分 48 秒の地点

1 点は、基点から真北 246 度 11 分 18 秒 67.79 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 24 度 9 分 48 秒 27.01 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 87 度 12 分 1 秒 8.46 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 88 度 21 分 9 秒 5.43 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 87 度 8 分 55 秒 34.56 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 87 度 6 分 28 秒 12.03 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 57 度 48 分 18 秒 102.00 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 154 度 29 分 23 秒 210.00 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 239 度 15 分 10 秒 106.00 メートルの地点

10点は、9点から真北 272 度36分19秒108.00メートルの地点
 11点は、10点から真北 325 度34分6秒 12.71メートルの地点
 12点は、11点から真北 330 度1分41秒 10.39メートルの地点
 13点は、12点から真北 330 度7分33秒 11.43メートルの地点
 14点は、13点から真北 307 度48分17秒1.79メートルの地点
 15点は、14点から真北 285 度0分41秒3.51メートルの地点
 16点は、15点から真北 266 度16分22秒4.12メートルの地点
 17点は、16点から真北 306 度7分29秒1.43メートルの地点
 18点は、17点から真北 302 度31分36秒 10.22メートルの地点
 19点は、18点から真北 307 度16分0秒 10.08メートルの地点
 20点は、19点から真北 322 度55分22秒 10.11メートルの地点
 21点は、20点から真北 325 度54分11秒8.17メートルの地点
 22点は、21点から真北 331 度54分23秒6.37メートルの地点
 23点は、22点から真北 334 度31分25秒2.07メートルの地点
 24点は、23点から真北 343 度22分51秒 10.07メートルの地点
 25点は、24点から真北 347 度4分17秒 10.01メートルの地点

26点は、25点から真北 354 度47分32秒 10.04メートルの地点
 27点は、26点から真北 0度27分31秒7.12メートルの地点
 28点は、27点から真北 5度48分27秒2.95メートルの地点
 29点は、28点から真北 5度15分37秒3.00メートルの地点
 30点は、29点から真北 6度47分35秒 10.00メートルの地点
 31点は、30点から真北 5度32分14秒 10.00メートルの地点
 32点は、31点から真北 7度29分4秒 10.00メートルの地点
 33点は、32点から真北 4度30分2秒 10.00メートルの地点
 34点は、33点から真北 7度43分30秒 10.20メートルの地点
 35点は、34点から真北 355 度2分24秒2.01メートルの地点
 36点は、35点から真北 108 度4分35秒7.13メートルの地点
 37点は、36点から真北90度12分25秒1.11メートルの地点

ウ 面積

42,407.44平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 1,070平方メートル

水路用地 約 10平方メートル

4 埋立免許年月日

平成15年3月3日

○愛媛県告示第 547 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市大保木字土居壬32番 5 から 同市中興字向甲 1 番 5 まで	旧	メートル 15.0～33.5	キロメートル 0.212	
			新	23.0～39.0	0.212	

○愛媛県告示第 548 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	西条市大保木字土居壬32番5から 同市中奥字向甲1番5まで	平成15年3月11日

○愛媛県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	西条久万線	西条市西之川字老野丁197番16から 同字丁197番15まで	旧	メートル 13.0~23.5	キロメートル 0.075	
			新	17.0~36.0	0.075	

○愛媛県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	西条市西之川字老野丁197番16から 同字丁197番15まで	平成15年3月11日

○愛媛県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	落合久万線	周桑郡丹原町大字鞍瀬庚797番3から 同大字丙1番2まで	旧	メートル 6.0~10.8	キロメートル 0.045	
			新	7.6~31.4	0.045	

○愛媛県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	周桑郡丹原町大字鞍瀬庚797番3から 同大字丙1番2まで	平成15年3月11日

○愛媛県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷6号334番8から 同大字6号262番5まで	旧	メートル 4.8～6.5	キロメートル 0.017	
			新	6.0～57.0	0.007	
"	"	伊予郡中山町大字佐礼谷6号262番5から 同大字6号334番8まで	旧	4.8～7.8	0.201	
			新	4.8～7.8 49.0～83.5	0.201 0.057	
"	"	伊予郡中山町大字佐礼谷6号334番8から 同大字6号335番5まで	旧	4.4～13.5	0.110	
			新	17.2～83.5	0.094	
"	"	伊予郡中山町大字佐礼谷6号335番5から 同大字乙489番2まで	旧	4.5～12.0	0.817	
			新	16.4～73.0	0.082	
"	"	伊予郡中山町大字佐礼谷乙489番2から 同大字6号383番5まで	旧	4.5～9.5	0.079	
			新	5.0～73.0	0.073	

○愛媛県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷6号334番8から 同大字6号383番5まで	平成15年3月11日

○愛媛県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	八幡浜市真網代甲229番5地先から 同市真網代甲262番1地先まで	旧	メートル 12.8～35.3	キロメートル 0.397	
			新	7.7～35.3	0.397	

○愛媛県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市真網代甲229番5地先から 同市真網代甲262番1地先まで	平成15年3月11日

○愛媛県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川字末廣乙1224番5から 同字乙1230番3まで	旧	メートル 4.9～8.3	キロメートル 0.076	
			新	5.6～26.1	0.072	

○愛媛県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川字末廣乙1224番5から 同字乙1230番3まで	平成15年3月11日

○愛媛県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	381号	北宇和郡広見町大字出目2538番6地先から 同大字3488番1地先まで	旧	メートル 7.5～45.0	キロメートル 0.727	
			新	14.0～79.0	0.727	

○愛媛県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	381号	北宇和郡広見町大字出目2538番6地先から 同大字3488番1地先まで	平成15年3月11日

○愛媛県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島下波津島線	北宇和郡津島町北灘字弥治ヶ浦乙2185番2	旧	メートル 4.3~10.0	キロメートル 0.040	
			新	10.0~12.1	0.040	
"	"	北宇和郡津島町北灘字明ジカ鼻第3号95番10から 同字第3号95番5地先まで	旧	13.9~25.3	0.032	
			新	5.7~25.3	0.032	
"	玉津港線	北宇和郡吉田町大字立間字小名2番耕地1646番4地先から 同大字字雪森2番耕地1790番2地先まで 及び 北宇和郡吉田町大字立間字小名2番耕地1646番4地先から 同大字字中ノ谷2番耕地998番2地先まで	旧	4.0~38.0	0.746	
			新	4.0~38.0 11.0~50.2	0.746 0.574	

○愛媛県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島下波津島線	北宇和郡津島町北灘字弥治ヶ浦乙2185番2	平成15年3月11日

○愛媛県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	一本松城辺線	南宇和郡一本松町満倉1032番2から 同町満倉1026番2まで	旧	メートル 12.6~24.8	キロメートル 0.105	
			新	20.0~49.0	0.100	

○愛媛県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡一本松町満倉1032番2から 同町満倉1026番2まで	平成15年3月25日

○愛媛県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町武者泊472番2から 同町武者泊452番2まで	旧	メートル 6.0～9.7	キロメートル 0.037	
			新	7.0～13.5	0.037	

○愛媛県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町武者泊472番2から 同町武者泊452番2まで	平成15年3月11日

○愛媛県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町下久家684番2から 同町下久家687番2まで	旧	メートル 5.0～15.5	キロメートル 0.062	
			新	9.6～19.4	0.062	

○愛媛県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町下久家684番2から 同町下久家687番2まで	平成15年3月11日

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

2月28日

愛媛県技術吏員 檜 垣 直 幸
同 岡 本 三 鈴

願により本職を免ずる(各通)

3月1日

藤 澤 友 樹

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)2級を命ずる

県立北宇和病院内科医長を命ずる